

簡易専用水道検査結果書

社会福祉法人 ゆたか会 御中

厚生労働大臣登録検査機関 登録番号 第130号

株式会社 ケイ・エス分析センター

代表取締役 浅野 昭

〒584-0067 大阪府富田林市錦織南2丁目9番2号

TEL: 0721-20-5611 FAX: 0721-20-5580

水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道の検査の結果は次の通りです。

検査日 平成30年3月2日 金曜日 天候(晴)

検査施設	名称	リハビリ橋本
	所在地	和歌山県橋本市柱本22番地
設置者	名称	社会福祉法人 ゆたか会
管理者	名称	社会福祉法人 ゆたか会
	所在地	和歌山県橋本市柱本22番地
検査立会者	名称	亀谷事務長 様

施設概要

種類	特定建築物 ・ 非特定建築物	ビル管理技術者	(第)						
主用途	共同住宅・事務・店舗・学校・ その他(リハビリ)	竣工年月	昭和60年 5月 日						
給水方式	高置水槽方式・ ポンプ直圧方式 ・圧力タンク方式・増圧高置水槽方式・その他()								
防錆剤使用	無し	減菌装置使用	無し						
利用者数	100 人	使用水量	600 m ³ /月						
受水槽	槽数	単槽式×2	有効容量	15.4 m ³	高置水槽	槽数	-	容量	- m ³
	形状	告示 ・非告示型	設置場所	屋外 ・屋内	設置場所	屋外・屋内			
	材質	FRP・コンクリート・鋼板等				材質	FRP・コンクリート・鋼板等		

1. 施設及びその管理の状態に関する検査

検査事項	判定基準	判定			
		受水槽		高置水槽	
1. 水槽周囲の状態	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること	1	○	31	-
	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと	2	○	32	-
	水槽周辺に溜まり水、湧水等がないこと	3	○	33	-
2. 水槽本体の状態	点検、清掃、修理等に支障のない形状であること	4	○	34	-
	亀裂し、又は漏水している箇所がないこと	5	○	35	-
	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと	6	○	36	-
	水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること	7	○	37	-
3. 水槽上部の状態	水槽上部は水溜まりが出来ない状態で、埃その他衛生上有害な物が堆積しないこと	8	○	38	-
	水槽のふたの上には他の設備機器等が置かれていないこと	9	○	39	-
	水槽の上床盤の上には水を汚染する恐れのある設備、機器等が置かれていないこと	10	○	40	-
4. 水槽内部の状態	汚泥、赤錆の沈積物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離が異常に存在しないこと	11	○	41	-
	清掃が定期的に行われていることが明らかであること	12	○	42	-
	外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと	13	○	43	-
	当該設備以外の配管設備が設置されていないこと	14	○	44	-
	流入口と流出口が近接していないこと	15	○	45	-
	水中及び水面に異常な浮遊物が認められないこと	16	○	46	-
5. 水槽のマンホールの状態	蓋が防水密閉型のもので、埃その他衛生上有害なものが入らないものであること	17	○	47	-
	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること	18	○	48	-
	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること	19	○	49	-
6. 水槽のオーバーフロー管の状態	管端部からほりこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること	20	○	50	-
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること	21	○	51	-
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること	22	○	52	-
	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと	23	○	53	-
管端部と排水管の流入口等との間隔は逆流防止に十分な距離であること	24	○	54	-	

7. 水槽の通気管の状態	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること	25	○	55	-
	管端部の防虫網が確認でき、正常であること	26	○	56	-
	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること	27	○	57	-
	通気管として十分な有効断面積を有するものであること	28	○	58	-
8. 水槽の水抜管の状態	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと	29	○	59	-
	管端部と排水管の流入口等との間隔は逆流防止に十分な距離であること	30	○	60	-
9. 給水管等の状態	当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと			61	○
	水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと			62	○

2. 給水栓における水質の検査

検査事項	判定基準等				判定			
10. 臭気	異常な臭気が認められない事				63	○		
11. 味	異常な味が認められない事				64	○		
12. 色	異常な色が認められない事				65	○		
13. 色度	五度以下であること				66	○		
14. 濁度	二度以下であること				67	○		
15. 残留塩素	検出されること				68	○		
色度測定値	1	度未満	濁度測定値	1	度未満	残留塩素測定値	0.4	mg/L

末端給水栓における残留塩素が検出されない場合

高置水槽	-	mg/L	受水槽	-	mg/L	直結給水栓	-	mg/L
------	---	------	-----	---	------	-------	---	------

3. 書類の整理等に関する検査

検査事項	判定基準等						判定	
16. 書類の整理及び保存の状態	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整理保存されていること						69	○
	受水槽周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整理保存されていること						70	○
	水槽の掃除の記録が整理保存されていること						71	○
	その他の帳簿書類が整理保存されていること						72	○
記録の名称	記録有無	実施頻度	記録の名称	記録有無	実施頻度	記録の名称	記録有無	実施頻度
給水設備点検	-	-	飲料水外観検査	-	-	残留塩素測定	-	-


4. その他の検査

検査事項	判定基準等				判定	
17. その他					73	-
					74	-
					75	-

5. 総合判定

A	A: 良好です。継続して管理してください。
	B: 改善が必要です。判定欄、助言・特記事項を参考に対処してください。
	C: 速やかな改善が必要です。判定欄、助言・特記事項を参考にし、速やかに対処して下さい。

6. 助言・特記事項

<ul style="list-style-type: none"> 維持管理状態は良好であり、継続して管理して下さい。 			
<p>特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 受水槽 2基(8.4m³ : 7.0m³) 他に雑用水用 1基(7.0m³) 採水場所 …… 事務室内 洗面所 			
検査員氏名	井手 健郎 	検査部門管理者	玉川 徹 